

食物アレルギーのある園児の給食等の対応について

当保育園では、食物アレルギーをお持ちのお子さんの給食については、安全性を確保するため、医師の診断と指示による給食を提供いたしております。医師からの指示がない個別のご希望にはお応えできません。

つきましては、保育園給食で食物アレルギー対応を希望される場合は、下記の手続きをお願いいたします。

記

1. 医師の診断と指導について

医師の診断により、お子さんのアレルギーの症状について除去食の指示があった場合は、医師に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー）」（以下「生活管理指導表」という）に記入を依頼し、保育園に提出してください。「生活管理指導表」の提出がない場合は、通常の給食対応となります。

「生活管理指導表」の有効期限は1年間です。継続が必要な場合は、再度医師の診断を受け、保育園に提出をお願いいたします。ただし、指示内容に変更があった場合は、有効期間に関係なく、その都度提出をお願いいたします。

なお、診断及び「生活管理指導表」の作成に要する費用は、保護者負担となります。ご提出いただいた書類については、全職員で確認し対応して参ります。

2. 給食の対応について

（1）給食での対応は、アレルギーの原因となる食物を除去しています。

「生活管理指導表」に基づいて、保育園給食に含まれるアレルギーの原因となる食品の除去、代替食材での対応について、毎月、翌月分のアレルギーチェック表にて確認をしていただきます。

（2）園に様々な種類のアレルギー児が在籍する場合、全てのアレルゲンを除いたアレルギー児専用の献立で提供となります。

3. 提出書類と面談について

毎月、保育園より次月分の「アレルギーチェック表」をお渡しいたします。「アレルギーチェック表」に記載された代替、除去の内容をご確認のうえ、承諾のサインと印鑑を押して、月末までに保育園に提出していただきますようお願いいたします。

また、アレルギー内容の確認のため、必要に応じて面談を実施させていただくことがあります。ご協力ををお願いいたします。

4. アレルギー解除について

アレルギー除去食を解除する際は、「除去解除申請書」が必要になります。こちらの書類は保護者の方が記載する書類です。「医師の診断書・指示書」及び「生活管理指導表」の提出は必要ありません。アレルギーの原因となる食物を医師の指示のもと、ご家庭で十分な回数を摂取し、安全性を確認した上でご提出ください。

5. お弁当持参のお願いについて

下記の2つの項目に該当する場合は、お弁当のご持参をお願いしております。

(1) 医師が記入する生活管理指導表にある、「保育所での生活上の留意点」における「C.除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」の欄に該当食品がある場合、除去食品に対して重篤なアレルギーがあり、誤食の際にアナフィラキシーを発症するリスクが高まると厚生労働省が発行する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」で記載されております。そのため、当園では安全な給食提供が困難になるため、お弁当のご持参をお願いいたします。

(2) 調理器具の完全な分離（※コンタミネーション防止）が必要な場合
当園の調理室では、アレルギーの原因となる食材も取り扱っております。コンタミネーションを防ぐには、専用の調理器具や完全に独立した調理スペースが必要となります。誠に申し訳ございませんが、当園の調理室の設備や広さでは、そのレベルでの分離対応を保証することが物理的に困難です。つきましては、安全を第一に考え、お弁当のご持参をお願いしております。

（※コンタミネーション：食品を製造する際に、原材料として使用していないアレルギー物質が、調理器具等を介して意図せず混入してしまうこと。）

以上